

自由意思，刑事責任及びマイクロ波ビーム照射による秘密の介入

小池 誠†

マイクロ特許事務所，小池誠マイクロ波研究所†

1. はじめに

自動追尾レーダー技術の発展に伴って，対人レーダーを応用した電波兵器からマイクロ波ビームを犠牲者の頭部に照射して，犠牲者の脳波を変更するというマインドコントロールが可能となっている[1,2]. 図1に示すように，フィードバック・コンピュータ 26 が所望の脳波と犠牲者の脳波を比較して差分を求め，この差分から制御信号を計算し，搬送波が制御信号で変調され，送信機 28 から搬送波として機能するマイクロ波ビームを犠牲者 8 の脳 10 に照射して，犠牲者の脳波を所望の脳波に変更する。

上述の電波兵器を使って人間を制御する原理としては，マイクロ波聴覚効果の応用が既に報告されている[3].

ところが，上述の電波兵器を使って異なる原理に基づいて人間を制御することができるので，本稿はこのようなマインドコントロール技術の神経科学的側面を紹介するとともに，刑事責任のような法律的側面も検討する。

2. 脳波変更の原理

人間の脳は多数のニューロンが多数のシナプスを介して結合してニューラルネットワークを形成している．このニューラルネットワークにパルス幅約 1 ミリ秒の電気信号が流れることにより，脳が機能している．この電気信号が生成する電場が脳波であり，医療機関などでは頭皮における電場が脳波として計測される。

ところで，テンカン患者の脳内にワイヤ電極を埋め込み，このワイヤ電極にパルス電流を流した実験では，テンカン患者の意思は外因性のパルス電流に負けるという結果が得られた[4].

そこで，電波兵器から犠牲者の頭部にパルス幅約 1 ミリ秒のマイクロ波ビームを制御信号として照射することにより，犠牲者の脳内にパルス幅約 1 ミリ秒の誘導電流を発生させる．脳内に発生する誘導電流の電圧が，犠牲者の自己の意思で脳内に自発的に発生することができる電圧より大きいときには，マイクロ波ビームが伝える制御信号が犠牲者の自由意思に起因する電

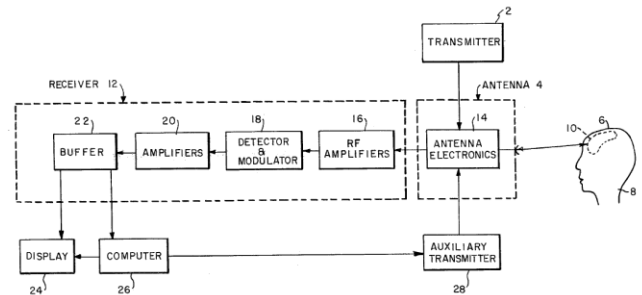


図1 電波兵器の概略図．[1]より引用．

気信号に勝つことになる。

3. 反射

犠牲者が椅子に座っている状態で，膝の少し下を叩くと，膝蓋腱反射により足が上に跳ね上がる．膝蓋腱反射では，脳から運動神経を経由して筋肉に信号が伝わるのではなく，膝を叩くという外部刺激に起因して感覚神経から運動神経に電気信号が伝わり筋肉が動いたのに過ぎない．膝蓋腱反射では感覚神経から運動神経に信号が伝達するときに，脳が関与していない。

それでは，膝蓋腱反射で足が動いた場合において，この足が他人を蹴ったが傷害するに至らなかったとき，暴行罪が成立するだろうか．

刑法上の行為は身体の動静とする学説もあるが，犯罪成立の前提という観点から身体の動静について何らかの限定を付する学説として，自然的行為論，目的的行為論，人格的行為論，因果的行為論，社会的行為論などが林立している．これらの学説は互いに行為に関する定義ないし見解が異なるが，いずれの定義に立脚しても膝蓋腱反射のような反射的動作はそもそも刑法上の行為に該当しないと解される。

一方，他人を道具として利用し，犯罪の実行行為を行う場合には間接正犯が成立するとされているので，他人の身体で起きた膝蓋腱反射を利用して犯罪を実行する行為は間接正犯が成立すると解される。

4. マイクロ波ビーム照射

電波兵器から犠牲者の脳に制御信号で変調されたマイクロ波ビームを照射して，制御信号が犠牲者の脳内に誘導電流を発生させるという仮想事例を考える。

4.1 仮想事例 1

仮想事例 1 では犠牲者の脳の運動野が制御対

象であり、犠牲者の筋肉が制御目標である。

搬送波が時系列に沿って一連の制御信号を犠牲者の運動野に送信しており、この結果、運動野から運動神経を經由して所望の筋肉に一連の信号が伝わり、身体の動静が生じる。現実にもこのような制御が可能か否かという技術論は省略して、このような制御が可能と仮定して法律論を展開する。

仮想事例 1 では、身体の動静は膝蓋腱反射のような反射と同視することができ、刑法上の行為に該当しないと解される。即ち、犠牲者の自由意思に基づいて身体の動静が行われているのではなく、電波兵器に内蔵されているフィードバック・コンピュータが犠牲者の神経系を乗っ取って身体の動静が行われ、犠牲者が高度に制御された結果、犠牲者は必ず犯行を実行するという決定論が成立する場合には、自己の自由意思に基づいて自己の行為を決定しているのではなく、犠牲者の身体は単なる道具として利用されたのに過ぎず、電波兵器を悪用した人に間接正犯が成立すると解される。

4.2 仮想事例 2

仮想事例 2 では犠牲者の脳波が制御対象であり、犠牲者の感情が制御目標である。

図 1 に示す電波兵器が対人レーダーであることを応用して、対人レーダーで犠牲者の位置及び被害者の位置を 1 日 24 時間、1 週間 7 日間、自動的に追尾して、犠牲者と被害者が同じ時間に同じ場所にいるときに、犠牲者の脳波スペクトルを変更して、犠牲者の感情を激怒に変え、犠牲者が被害者を攻撃するように誘発する。

感情を制御する手段としては、電波兵器に組み込まれているバイオフィードバック・コンピュータ 26 を活用する。例えば、米国特許第 5406957 号は、バイオフィードバック・コンピュータが犠牲者の脳波を高速フーリエ変換して脳波スペクトルに変換し、コンピュータスクリーンに脳波スペクトルを表示する[5]。例えば、幸せを感じている状態では脳波スペクトルの 7Hz, 10Hz, 16Hz が増加することが判明している。激怒した心理状態の脳波スペクトルも同様に何らかの特徴があるので、バイオフィードバック・コンピュータが脳波スペクトルを変更する制御信号を出力して、犠牲者の感情を激怒に変更する。例えば、脳波スペクトルにおいて特定の脳波成分が不足しているときには、バイオフィードバック・コンピュータがこの脳波成分を増やす制御信号を出力する。

あるいは、人間の感情は大脳辺縁系が担当しているため、電波兵器から大脳辺縁系に共鳴す

る波長のマイクロ波ビームを犠牲者の脳内の大脳辺縁系に照射して、大脳辺縁系に誘導電流を流した結果、犠牲者に激怒などの感情を誘発させてもよい。この際、大脳辺縁系に発生した誘導電流が前頭葉などで自己の意思で発生させることができる電気信号より大きいときには、犠牲者は自己の意思により誘導電流に対抗することができず、激情に駆り立てられて犯行を実行することになる。

電波兵器がマイクロ波ビームで介入することにより犠牲者が自由に感情を形成する能力を奪うとともに、犠牲者が必ず犯行を実行するという決定論が成立する状況では、犠牲者に刑罰を科すべきでないとは解される。

4.3 仮想事例 3

仮想事例 3 では犠牲者の思考が制御対象に追加され、被害者が制御目標として追加される。仮想事例 2 ではマイクロ波聴覚効果を応用したマイクロ波通信が犠牲者に使われていないのに対して、仮想事例 3 では、仮想事例 2 の条件において更にマイクロ波聴覚効果を応用したマイクロ波通信が犠牲者に使われる[3]。

人工知能が発話したメッセージが犠牲者の脳にマイクロ波通信で送信されるのだが、このメッセージを工夫して犠牲者の心のなかに被害者に対する憎しみを植え付けて、犠牲者が被害者を殺害するように誘導する。

この心理状態では犠牲者が確実に被害者を殺害するという決定論が成立する状況では犠牲者の刑事責任は問えず、間接正犯として電波兵器を悪用した人の刑事責任を問うべきである。

5. おわりに

電波兵器からマイクロ波ビームを犠牲者の脳に照射して、犠牲者の脳波を変更して犯行を誘発した場合において、犠牲者の刑事責任を考察した。犠牲者が必ず犯行を実行するという決定論が成立するときには犠牲者の刑事責任は問えないと解される。

参考文献

- [1] Robert G. Malech, US Patent No. 3,951,134, April 20, 1976.
- [2] 小池誠, 信学技報, vol. 116, No. 286, MICT2016-54, pp.35-42, Nov. 2016.
- [3] 小池誠, 第 16 回情報科学技術フォーラム, 第 3 分冊, pp. 123-126, Sep. 2017.
- [4] Jose M. Delgado, "Physical Control of the Mind: Toward a Psychocivilized Society," Harper and Row 1969.
- [5] Michael Tansey, US Patent No. 5,406,957, April 18, 1995.